

## 議第二十二号

### 岐阜県事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例について

岐阜県事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

令和四年二月二十五日提出

岐阜県知事 古田 肇

### 岐阜県事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例

岐阜県事務処理の特例に関する条例（平成十二年岐阜県条例第四号）の一部を次のように改正する。

別表第一十八の三の項中「池田町」の下に、「富加町」を加え、同表二十一の項第九号及び第十号を削り、同項第十一号中「第七号及び第九号」を「及び第七号」に改め、同号を同項第九号とし、同項第十二号中「第八号及び第十号」を「及び第八号」に改め、同号を同項第十号とし、同項中「第十号まで」を「第八号まで」に、「第十一号及び第十二号」を「第九号及び第十号」に改め、同表五十一の項中「下呂市」の下に、「富加町」を加え、同表六十六の三の項第二号を削り、同項中「すべて」を「全て」に改める。

#### 附 則

##### （施行期日）

1 この条例は、令和四年四月一日から施行する。

##### （経過措置）

2 この条例による改正後の岐阜県事務処理の特例に関する条例（以下「新条例」という。）の規定により町が処理することとなる事務に関し、この条例の施行の際現にその効力を有する知事がした処分その他の行為に係るこの条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後の法令の適用については、新条例の規定により当該事務を処理することとなる町の長が、それぞれ当該行為をしたものとみなす。

3 新条例の規定により町が処理することとなる事務に関し、施行日前に知事に対してなされた申請その他の行為に係る施行日以後の法令の適用については、それぞれ当該行為が、新条例の規定により当該事務を処理することとなる町の長に対しなされたものとみなす。

## 提 案 説 明

農地法に基づく事務処理の特例に関し必要な事項を定める等のため、この条例を定めようとする。